

<財産形成住宅預金>商品概要説明書（１）

青木信用金庫

平成２４年８月１日現在

1. 商 品 名		財産形成住宅預金															
(愛 称)		(財形住宅預金)															
2. 販 売 対 象		財産形成住宅預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方で 55 歳未満の方（預入は 55 歳以降も可能です。） おひとり 1 契約で、1 金融機関に限ります。															
3. 期 間		積立期間 5 年以上（年 1 回以上の預け入れが必要です。）															
4. 預 入																	
預入方法		給与または賞与からの天引き預入 預入毎に定期預金を作成します。															
預入金額		1 回 100 円以上															
預入単位		1 円単位															
5. 払 戻 方 法 (払戻要件)		法令で定める持ち家としての住宅取得または増改築のための対価に充てるときに払戻しします。															
6. 利 息																	
適用利率		・ 固定金利 一口ごとの期日指定定期預金として預け入れるものとし、預入金額ごとに預入日における店頭表示の利率を適用します。															
利払方法 (頻度)		個別の定期預金ごとに、満期時に一括してお支払いします。															
計算方法		付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする 1 年ごとの複利計算															
7. 税 金		・ 財産形成年金預金と合算で 550 万円を限度として非課税とすることができます。この非課税限度額を超える場合は、超えた日以後の元本のお利息について 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ 住宅取得等のための対価以外で払い戻しされる場合は、過去 5 年間にわたる利息および解約利息について課税されます。															
8. 手 数 料		-----															
9. 付加できる 特約事項		-----															
10. 中 途 解 約 時 の取扱い		「住宅の取得費用」としての「一部払出し」以外全額解約のみ可能で、一部解約はできません。 満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 <table><tr><td><預入期間></td><td><期限前解約利率></td></tr><tr><td>6 か月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr><tr><td>6 か月以上 1 年未満</td><td>「2 年以上利率」×40%</td></tr><tr><td>1 年以上 1 年 6 か月未満</td><td>「2 年以上利率」×50%</td></tr><tr><td>1 年 6 か月以上 2 年未満</td><td>「2 年以上利率」×60%</td></tr><tr><td>2 年以上 2 年 6 か月未満</td><td>「2 年以上利率」×70%</td></tr><tr><td>2 年 6 か月以上 3 年未満</td><td>「2 年以上利率」×90%</td></tr></table> ただし、解約日の普通預金利率を下限とします。		<預入期間>	<期限前解約利率>	6 か月未満	解約日の普通預金利率	6 か月以上 1 年未満	「2 年以上利率」×40%	1 年以上 1 年 6 か月未満	「2 年以上利率」×50%	1 年 6 か月以上 2 年未満	「2 年以上利率」×60%	2 年以上 2 年 6 か月未満	「2 年以上利率」×70%	2 年 6 か月以上 3 年未満	「2 年以上利率」×90%
<預入期間>	<期限前解約利率>																
6 か月未満	解約日の普通預金利率																
6 か月以上 1 年未満	「2 年以上利率」×40%																
1 年以上 1 年 6 か月未満	「2 年以上利率」×50%																
1 年 6 か月以上 2 年未満	「2 年以上利率」×60%																
2 年以上 2 年 6 か月未満	「2 年以上利率」×70%																
2 年 6 か月以上 3 年未満	「2 年以上利率」×90%																
11. 金 利 情 報 の 入手方法		金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。															

＜財産形成住宅預金＞商品概要説明書（２）

青木信用金庫

平成２４年８月１日現在

12. 苦情処理措置・紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は「財形住宅預金規定」によりお取り扱いします。 ・本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
14. 預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）